平成２３年（フ）第２４号
兵庫県小野市小田町1910番地の580
債務者　株式会社ワールドペイント
代表者代表取締役　畠　衛次郎
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　志保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後２時
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１３５号
群馬県富岡市上高瀬391番地３
債務者　有限会社ワイズ
代表者取締役　岩上　康宏
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　都木　幹仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月27日午後２時10分
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３０号
山形県酒田市上安町２丁目20番地の１
債務者　有限会社ベルック
代表者取締役　高橋　弘哉
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　正寿
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後２時50分
山形地方裁判所酒田支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２３８６号
大阪府東大阪市友井５丁目２番35号
債務者　松田　　始
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北見　　洋
4　破産債権の届出期間　平成23年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９号
岡山県倉敷市玉島八島1898番地２
債務者　田邉　孝夫
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大林　裕一
4　破産債権の届出期間　平成23年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
富山市布瀬町南３丁目４番地10
債務者　織田　　泉
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉木　正幹
4　破産債権の届出期間　平成23年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０７号
横浜市中区伊勢佐木町５丁目129番地６　伊勢佐木町ダイカンプラザ205号
債務者　髙尾　典生
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　彩子
4　破産債権の届出期間　平成23年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月27日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２６２６号
大阪市中央区東心斎橋１丁目９番６号　藤和シティコープ603
債務者　ゲリラインターナショナルこと　西谷　順子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮里　華子
4　破産債権の届出期間　平成23年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月19日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４７２号
大阪市住吉区我孫子西１丁目10番１―601号
債務者　中谷　勝雄
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　勝久
4　破産債権の届出期間　平成23年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１５号
岡山市北区今岡319番地15
債務者　谷　　彰
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　健三
4　破産債権の届出期間　平成23年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５３号
茨城県結城市大字結城10045番地
債務者　坂入　範達
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　章弘
4　破産債権の届出期間　平成23年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第９６５号
札幌市西区琴似３条５丁目３番19号　ベルメゾン琴似Ａ―206号
債務者　都澤　俊史
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　正也
4　破産債権の届出期間　平成23年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月26日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９５０号
名古屋市北区上飯田東町４丁目68番地の３　市営上飯田東荘211号
債務者　谷川　健男
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山谷奈津子
4　破産債権の届出期間　平成23年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月２日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２８号
長崎県長崎市横尾３丁目１番16号　塚本アパート１Ｆ、法定代理人後見人の住所長崎県長崎市横尾３丁目１番16号　塚本アパート１Ｆ、旧住所長崎県長崎市城山台２丁目30番21号
債務者　山路惣一郎
法定代理人後見人　山路　　慧
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵口　純吾
4　破産債権の届出期間　平成23年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係